

豊橋市風力発電施設等の建設に関するガイドライン

(目的)

第1条 このガイドラインは、市内において風力発電施設の建設を行おうとする者（以下「事業者」という。）に対し、関係法令による規制のほか、自主的に遵守すべき基準や調整手順等を明らかにすることにより、風力発電による新エネルギー利用の促進と環境及び景観等の保全との両立を図ることを目的とする。

(対象施設等)

第2条 このガイドラインは、風力発電施設（1基当たりの定格出力が100キロワット未満の施設を除く。）及び送電線等の付帯設備（以下「風力発電施設等」という。）の新築、増築、又は改築（以下「建設」という。）を行う場合を対象とする。

(建設の基準)

第3条 建設に当たっての環境及び景観等の保全に関する基準は、別表第1のとおりとし、事業者はその遵守に努めなければならない。

(建設前の調整手順)

第4条 建設に当たっての調整手順は、別表第2のとおりとし、事業者はこれによって手続等を行うものとする。

(建設後の報告等)

第5条 建設後の報告等は、別表第3のとおりとし、事業者はその遵守に努めなければならない。

(その他)

第6条 風力発電施設等の建設に当たり、住民等から事業者へ申入れのあった事項については、速やかに市へ報告するとともに誠意をもって対応するものとする。

附 則

このガイドラインは、平成19年6月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成23年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和2年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和4年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 建設の基準（第3条関係）

項 目		内 容
1	住宅等との距離	住宅、事務所、店舗等（以下「住宅等」という。）との距離（風車におけるタワー基礎部分からの水平距離）は、風車の最高点（タワー基礎部分からブレード先端最高部までの垂直距離）の2倍以上とする。ただし、その距離が200メートルに満たない時は、200メートル以上とする。
2	騒音	設置予定位置から最寄りの住宅等において、騒音に係る環境基準（「騒音に係る環境基準について」平成10年環境庁告示第64号、「騒音に係る環境基準の地域の類型」平成11年愛知県告示第261号）を超えないこと。
3	低周波音	住宅等において、環境省「低周波音問題対応の手引書」の物的及び心身の苦情に関する参照値を超えないこと。
4	振動	敷地境界において、振動規制法（昭和51年法律第64号）に基づく基準値（「振動規制法の規定に基づく振動の規制地域の指定及び規制基準等の設定」平成11年豊橋市告示第51号）を超えないこと。
5	電波障害	テレビ電波等に影響が発生しないよう十分配慮し、必要な措置を講じること。
6	自然環境	動植物に与える影響を可能な限り回避するよう十分配慮し、必要な措置を講じること。
7	景観	（1）豊橋市まちづくり景観条例（令和3年豊橋市条例第16号）に基づく景観形成基本計画に即した対応を図ること。 （2）四季（昼間）及び夜間における景観の変化を視覚的な表現方法により予測し、配置、デザイン及び色彩を周囲の景観と調和が図られたものにする事。 （3）景観に与える影響が甚大で、良好な景観又は風致を著しく阻害する場合は、必要な措置を講じること。
8	広告物	（1）風力発電施設等には、原則として広告物を表示しないこと。ただし、管理上必要最小限のものは除く。 （2）管理上必要な広告物を表示する場合は、豊橋市屋外広告物条例（平成10年豊橋市条例第54号）第1条の目的に配慮すること。
9	光害	風力発電施設等及びその周辺に照明器具等を設置する場合は、管理上必要最小限にすること。
10	文化財	文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び愛知県文化財保護条例（昭和30年愛知県条例第6号）、豊橋市文化財保護条例（昭和31年豊橋市条例第23号）に規定する文化財の保護を図ること。

別表第2 建設前の調整手順（第4条関係）

項 目		内 容
1	市の窓口	環境部ゼロカーボンシティ推進課とする。
2	風力発電施設等の建設に係る届出	風力発電施設等の建設が明らかになった時点で、風力発電施設等建設計画届出書（別記様式）に関係書類を添えて、市へ提出すること。
3	法規制に係る協議	（1）風力発電施設等の建設に係る法規制について、市の所管課又は関係行政機関と協議し、必要な調整を行うこと。 （2）建設に係る主な法令と市の所管課については、付表のとおりとする。
4	環境影響評価の実施	（1）環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）及び愛知県環境影響評価条例（平成10年条例第47号。以下「県条例」という。）の対象事業にあつては、法及び県条例の規定する方法に従って環境影響評価を実施すること。対象事業に該当しないものにあつては、法及び県条例に準じて環境影響評価を実施すること。 （2）（1）の方法とあわせて、以下の事項を環境影響評価の項目に加え、調査を行うこと。 ア 振動 イ 広告物 ウ 光害 エ 文化財 オ 建設工事作業による影響 （3）環境影響評価を行う場合には、事前に各評価項目の内容について関係各課と調整を行うこと。 （4）環境影響評価実施後は、環境影響評価準備書（評価書案）を公開し、市・地域への情報提供及び有識者からの意見聴取を行い、対応策等を環境影響評価書に反映させること。 （5）環境影響評価準備書（評価書案）について、市から意見等があった場合は、対応策等を環境影響評価書に反映させること。 （6）環境影響評価書は、5に掲げる関係自治会の住民及び各種関連団体等への説明に供するとともに、市へ提出すること。
5	住民等への説明	建設を行う区域の住民及び環境影響を受けるおそれがあると思われる住民・各種関連団体等に対して、建設規模・スケジュール、安全対策、建設後の管理体制及び4（1）、4（2）に定める項目に関する説明会を開催し、十分な調整を行うこと。
6	事業説明結果等の報告	3～5の結果を、市へ速やかに報告すること。

別表第3 建設後の報告等（第5条関係）

項 目		内 容
1	建設工事完了後の調査及び改善のための措置	<p>(1) 別表第1に定める項目（ただし、1を除く）について、建設工事完了後に実地調査を行い、結果を市へ提出するとともに、風力発電施設等の建設による環境影響が認められた場合は、改善のための措置を講じること。</p> <p>(2) (1)の内容について、市から環境影響に対する意見等があった場合は、改善のための措置を講じること。</p>
2	建設後における維持管理及び障害発生時の対応	<p>(1) 建設した施設について正常な機能を維持し、破損又は事故等を未然に防止するよう努めること。</p> <p>(2) 建設後に騒音、電波等の障害が発生したときは、原因を調査し誠意をもって対応するとともに、その内容を市へ報告すること。</p>
3	市の施策への協力	市が行う風力発電施設等に関する環境施策等に協力し、環境保全に努めること。

付表 風力発電施設等建設に係る主な法令と市の所管課（第4条関係）

法 令 名		市の所管課(規制区域等が確認可能な課)
1	自然公園法	環境保全課
2	愛知県立自然公園条例	環境保全課
3	自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例	環境保全課
4	騒音規制法	環境保全課
5	振動規制法	環境保全課
6	県民の生活環境の保全等に関する条例	環境保全課
7	森林法	農業支援課
8	農業振興地域の整備に関する法律	農業企画課
9	漁港及び漁場の整備等に関する法律	農業支援課
10	漁業法	農業支援課
11	海岸法	農業支援課
12	豊橋市海岸占用料等徴収条例	農業支援課
13	豊橋市河川等公共物の管理に関する条例	土木管理課・河川課
14	農地法	農業委員会事務局
15	道路法	土木管理課
16	河川法	河川課
17	砂防法	河川課
18	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	河川課
19	建築基準法	建築指導課
20	都市計画法	建築指導課・都市計画課
21	電波法	建築指導課
22	国土利用計画法	都市計画課
23	公有地の拡大の推進に関する法律	都市計画課
24	風致地区内における建築等の規制に関する条例	都市計画課
25	豊橋市まちづくり景観条例	都市計画課
26	豊橋市屋外広告物条例	都市計画課
27	都市公園法	公園緑地課
28	豊橋市都市公園条例	公園緑地課
29	消防法	予防課
30	豊橋市火災予防条例	予防課
31	文化財保護法	美術博物館
32	愛知県文化財保護条例	美術博物館
33	豊橋市文化財保護条例	美術博物館

豊橋市長 様

住 所

（法人は所在地）

氏 名

印

（法人は名称及び代表者氏名）

風力発電施設等建設計画届出書

豊橋市風力発電施設等の建設に関するガイドライン第4条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1	事業の名称	
2	事業主体	
3	事業予定地	
4	事業規模	
5	担当部署・担当者氏名	(TEL) (E-Mail)
6	関係書類	1 事業計画の概要 (事業者の概要・目的・事業内容・スケジュール等) 2 事業予定地の位置図 3 四季（昼間）及び夜間における景観の変化を視覚的な表現方法により予測した合成図等 4 事業を進めるにあたっての関係法令 5 その他

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。